

4. 法学類細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則(以下、「本細則」という。)は、金沢大学人間社会学域法学類(以下「本学類」という。)における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則、金沢大学履修規程(以下「履修規程」という。)、金沢大学共通教育科目に関する規程(以下「共通教育科目規程」という。)及び金沢大学人間社会学域規程(以下「学域規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2章 コースの決定、単位修得要件及び履修方法等

(所属コースの決定・学域規程第5条関係)

第2条 本学類に以下のコースを置く。

公共法政策コース

企業関係法コース

総合法学コース

- 2 学生は、第2学年の後期の所定の期日までに、前項のコースから志望するコースを選択し、学類長に届け出なければならない。
- 3 総合法学コースを志望する者は、コース選択時までの成績が、履修規程第15条の定めるところにより算出したGPA値で、2.0以上でなければならない。
- 4 総合法学コースの志望者が、30名を超過した場合は、コース選択時までのGPA値及び面接により、選考を行うことがある。

(転コース・学域規程第27条関係)

第3条 前条により決定した所属コースを変更しようとするときは、学類長に願い出なければならない。ただし、総合法学コースへの転コースは、認められない。

- 2 転コースの時期は、学期の始めとする。
- 3 転コースを許可された学生は、転コース後の所属コースにおいて、1年以上履修しなければならない。

(卒業に必要な単位数及び授業科目)

第4条 学域規程別表第2に定める卒業に必要な単位数の細目は、本細則別表第1の定めるところによる。

- 2 学域規程別表第3に掲げる授業科目(以下、「学域共通科目」という。)及び別表第4のうち、本学類の提供する授業科目の履修方法は、本細則別表第2に定めるところにより、修得すべき単位数の細

目は、所属コースごとに次のとおりとする。

- | | |
|----------|--|
| 公共法政策コース | 必修4単位及び選択必修64単位の計68単位
選択として選択科目から22単位以上
合計90単位以上 |
| 企業関係法コース | 必修4単位及び選択必修58単位の計62単位
選択として選択科目から28単位以上
合計90単位以上 |
| 総合法学コース | 必修4単位及び選択必修46単位の計50単位
選択として選択科目から40単位以上
合計90単位以上 |

(本項改正。平成27年4月1日施行)

- 3 学域共通科目については、2単位に限り、選択必修の単位数に充当することができる。
- 4 選択必修科目の修得すべき単位数を超えて修得した単位は、選択科目の単位として認定する。
- 5 本学類の提供する授業科目以外の授業科目（学域規程第38条に定める教職に関する科目を除く。）については、24単位まで（ただし、公共法政策コース所属の学生においては22単位まで）、本学類の選択の単位として認定する。（本項改正。平成27年4月1日施行）
- 6 総合法学コースに所属する学生が、第3条第1項本文の規定により、転コースをした場合において、すでに総合法学演習又は判例研究の単位を修得していたときは、選択科目の単位として認定する。（本項追加。平成23年2月7日施行）

(特別な履修手続)

- 第5条 学生は、次の各号に掲げる授業科目の履修については、履修規程第8条に定める履修登録手続のほか、それぞれ当該各号に定める時期に、所定の申請書を提出しなければならない。
- (1) 演習 第2学年以降で、後期の掲示によって指示する時期
 - (2) インターンシップ 第3学年以降で、前期の履修登録手続期間内
 - (3) 判例研究 第3学年以降で、開講学期の履修登録手続期間内
 - (4) 卒業論文 第4学年以降で、前期の履修登録手続期間内
- 2 インターンシップは、休学その他やむを得ない事情がある場合を除き、第3学年において履修するものとする。
- 3 第3学年前期の履修登録手続期間内に第19条の規定による早期卒業の申請をした学生は、第3学年において卒業論文を履修することができる。（本項追加。平成21年10月13日施行）
- 4 【削除】（本項改正。平成23年2月7日施行。本項削除。平成25年4月1日施行）

(重複履修の制限)

- 第5条の2 同一曜日・時限に提供される異なった授業科目は、同時に履修することができない。集中講義としての開講期間が重なる授業科目についても、同様である。

2 授業科目名を同じくする科目は、重ねて履修することができない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 過去に履修登録したが、単位を認定されなかった授業科目を再履修する場合
- (2) 同一学期に提供される外国書講読・基礎演習及び特講について、異なる教員が提供する同一科目を重複履修する場合
- (3) 同一教員が提供する外国書講読・基礎演習及び特講について、異なる学期に提供される同一科目（授業内容が同一である場合を除く。）を再履修する場合

(本条追加。平成25年4月1日施行)

(本項改正。平成27年4月1日施行)

(演習の履修要件、所属決定等)

第6条 学生は、本細則別表第1に定める全学共通科目5単位、総合科目・テーマ別科目2単位、一般科目の人間4単位、社会4単位及び自然2単位、言語科目8単位並びに専門基礎科目（学域共通科目を除く）のうちから4単位を修得しなければ、演習を履修することができない。

2 演習の志望者が、担当教員の定める定員を超過した場合は、担当教員の選考により所属者を決定することがある。

3 本学類専任教員及び法務研究科専任教員の提供する演習以外の演習は、選択科目としてのみ履修することができる。

(本項改正。平成21年4月1日施行)

(本条改正。平成27年4月1日施行)

(再入学生の取扱い)

第7条 再入学生の選考に係る手続、再入学生が属する年次、在学期間、再入学生の既修得単位の認定その他、再入学生の取扱いについては、別に定める。(本条改正。平成23年2月7日施行)

(編入学生の単位修得要件等についての特則)

第8条 編入学生に係る、第2条第2項から第4項までの規定の適用については、別に定める。

2 編入学生は、第4条第1項の規定にかかわらず、本細則別表第1の定める卒業に必要な単位数のうち、共通教育科目36単位及び専門基礎科目6単位を含む60単位を履修したものとみなす。

3 前条第2項の規定は、編入学生に準用する。

4 第6条第1項の規定は、編入学生には適用しない。

(教育職員免許状取得のために必要な単位の修得等)

第9条 教育職員免許状を取得するために必要な単位の修得要件、履修方法等については、別に定める。

(他学類の学生による履修の制限)

第10条 他学類の学生は、共通教育科目規程第4条に定める開放科目として履修する場合を除き、次の

各号に掲げる授業科目を履修することができない。(本項改正。平成25年4月1日施行)

- (1) 外国書講読
- (2) 海外語学研修
- (3) 基礎演習
- (4) 演習
- (5) 総合法学演習
- (6) 判例研究
- (7) 卒業論文

(本項改正。平成27年4月1日施行)

第3章 試験及び成績評価

(授業科目の成績評価の目的及び方法)

第11条 成績評価は、各授業科目のシラバスに記載された学習の目的・目標の達成度を評価することを目的として、定期試験、レポート、授業への参加度その他シラバスに記載された方法により行う。

(定期試験の実施)

第12条 定期試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(追試験願の添付書類)

第13条 学域規程第17条に規定する、追試験の願い出には、定期試験の当日に受験することができなかったやむを得ない事由を証明する書類を添付しなければならない。

(卒業論文及び判例研究の提出方法等)

第14条 卒業論文及び判例研究の提出方法、執筆要領等については、別に定める。

(成績評価に対する疑義申立て)

第15条 本学類の提供する授業科目の成績評価に対する、履修規程第16条に定める疑義申立ての手續に関し必要な事項は、本条に定めるもののほか、成績通知表交付時に公示する。

- 2 学生は、授業科目の成績評価に疑義があるときは、授業科目担当教員が公表する採点の要点又は講評を熟読の上、授業科目担当教員に疑義の照会をしなければならない。ただし、非常勤講師の担当科目については、この限りでない。
- 3 学生は、前項の照会によっても疑義が解消しないときは、成績評価に対する疑義の申立てをすることができる。
- 4 前項の申立ては、授業科目の成績評価が成績評価基準に照らして不相当と考える理由を具体的に説

明して行わなければならない。

(GPA値の利用項目・学域規程第20条第1項関係)

第16条 学域規程第20条の規定により、本学類においてGPA値を利用する項目は以下のとおりとする。

- (1) 学域規程第26条第1項及び本細則第20条第1項の規定による、本学類への転学類の出願資格の設定
- (2) 本細則第2条第3項及び第4項に定める、総合法学コースの選択要件の設定及び志望者数が受け入れ上限数を超過した場合に実施する選考
- (3) 学域規程第21条第2項及び本細則第19条に定める、早期卒業の申請要件及び卒業要件の設定
- (4) 金沢大学学生特別支援制度規程に基づく、学業奨励支援として給付される奨学金の給付対象者の選考

(再履修科目がある場合のGPA値の算出・学域規程第20条第2項関係)

第17条 不可又は放棄と評価された授業科目を次学期以降に再履修した場合は、再履修分のみを履修規程第14条第3項に定める、履修登録した授業科目の単位数の総和に算入する。

(GPA対象外科目とする授業科目・学域規程第20条第3項関係)

第18条 学域規程第20条第3項の規定による、GPA対象外科目とする授業科目については、別に定める。(本条追加・以下の条数繰り下げ。平成22年4月1日施行)

第4章 卒業

(早期卒業・学域規程第21条関係)

第19条 学生は、第3学年前期又は後期の履修登録手続期間内に、3年の在学をもって卒業すること(以下、本条において「早期卒業」という。)の申請をすることができる。

2 早期卒業の申請をするには、直近の学期までのGPA値が3.0以上であり、かつ修得単位数が、申請の時期に応じて以下の基準に達していなければならない。

- イ 第3学年前期の履修登録手続期間内に申請する場合 84単位以上
- ロ 第3学年後期の履修登録手続期間内に申請する場合 105単位以上

(本項改正。平成27年4月1日施行)

3 早期卒業の申請をした者については、第3学年の終了時において、学域規程第21条第1項、別表第2及び本細則別表第1に定める卒業に必要な単位を修得し、かつGPA値が3.0以上である場合に限り、早期卒業を認定する。

第5章 転学類

(転学類・学域規程第26条関係)

第20条 本学類への転学類の出願資格は、出願時の直近の単位確定時期までの在学期1について、16単位以上を修得しており、かつGPA値が、2.5以上であることとする。

2 前項の出願資格を有する志願者に対し、学類会議が別に定めるところにより選考を行う。

3 転学類を許可された者が、転学類前に修得した単位の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 本学類の提供する授業科目の単位は、本学類で修得した単位とみなす。
- ② 本学類の提供する授業科目以外の単位については、第4条第5項の規定を準用する。

第6章 雑則

(改正)

第21条 本細則の改正は、学類会議の議による。

(補則)

第22条 本細則に定めるもののほか、必要な事項は、学類会議が定める。

附則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附則(第6条第3項、第4項関係)

この細則は、平成21年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附則(第5条第3項関係)

この細則は、平成21年10月13日から施行する。

附則(第18条関係)

この細則は、平成22年4月1日から施行し、平成20年度入学者から適用する。

附則(第4条第6項、第5条第4項、第7条、別表第2関係)

- 1 この細則は、平成23年2月7日から施行する。
- 2 改正後の第4条第6項、第5条第4項及び別表第2は、平成20年度入学者から適用する。

附則(第2条第3項、第5条第1項、第15条第1項、第16条第4号、第17条関係)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第16条第4号の改正に係る部分は、平成22年7月9日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附則(別表第2関係)

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度入学者から適用する。

附則(第5条第4項、第5条の2、第10条、別表第2関係)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前の入学者については、改正後の第5条の2の規定を除き、なお従前の例による。

附則（第4条第2項、第5項、第5条の2第2項、第6条、第10条、第19条第2項、別表第2関係）

この細則は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

別表第1 卒業に必要な単位数の細目（第4条第1項関係）

区 分		修得すべき単位数及び条件		
共通教育科目	全学共通科目	導入科目	大学・社会生活論 1単位 初學者ゼミ 2単位	
		情報処理基礎	2単位	
	総合科目・テーマ別科目		2単位以上	
	一般科目	人間	36単位 以上	4単位以上
		社会		4単位以上
		自然		2単位以上
		基礎科目		
	言語科目	英語 I・II・III		2言語各8単位、計16単位以上
初習言語 A・B・C				
専門基礎科目		90単位	6単位以上	
専門科目		以上		
卒業に必要な単位数		126単位以上		

注1 共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規程第3条第1項の定めるところによる。

2 言語科目の履修細目については、別に定める。

別表第2 専門科目の履修方法(第4条第2項関係)

科目区分	授業科目	単位数	最低履修可能年次						修得最低単位数 (必修単位数)				備考				
			開講学期						公共 法政策 コース	企業 関係法 コース	総合 法学 コース	編入 学生					
			1年		2年		3年										
			前期	後期	前期	後期	前期	後期									
専門基礎科目	法学概論	2	2						6 以上	6 以上	6 以上	任意 選択					
	政治学	2	2														
	民法法入門	4		4													
	学域共通科目	18		12	4	2											2単位のみ必修に充当可
(公共法政策系) 基本科目Ⅰ	憲法第一部	4		4					18 以上	18 以上	18 以上	18 以上					
	憲法第二部	4			4												
	行政法第一部	4				4											
	刑法第一部	4				4											
	刑法第二部	4					4										
	国際法第一部	4					4										
	公共政策論	4				4											
	政治思想史	4				4											
	行政学A	2					2										
(企業関係法系) 基本科目Ⅱ	民法第一部	4				4			12 以上	12 以上	12 以上	12 以上					
	民法第二部	4					4										
	民法第三部	4					4										
	商法総則・商行為法	4					4										
	会社法第一部	4					4										
基本科目Ⅲ	税財政法	4							12 以上	12 以上	任意 選択	任意 選択					
	労使関係法	2						2									
	雇用関係法	4															
	社会保障法	4															
	民法第四部	4															
	家族法	2															
	民事訴訟法	4						4									
	経済法	4						4									
応用科目Ⅰ	行政法第二部	4						4	6 以上	任意 選択	任意 選択	任意 選択					
	地方自治法	2						2									
	国際法第二部	4						4									
	刑事訴訟法	4						4									
応用科目Ⅱ	計量分析	2						2	10 以上	任意 選択	任意 選択	任意 選択					
	計量分析実習	2						2									
	政治学各論A	2						2									
	政治学各論B	2						2									
	政策過程論	4						4									
	政治社会学	4						4									
	行政学B	2						2									
	政治コミュニケーション論A	2						2									
政治コミュニケーション論B	2						2										

科目区分	授業科目	単位数	最低履修可能年次						修得最低単位数 (必修単位数)				備考				
			開講学期						公共 法政 策 コ ー ス	企 業 関 係 法 コ ー ス	総 合 法 学 コ ー ス	編 入 学 生					
			1年		2年		3年										
			前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期									
応用科目Ⅲ	会社法第二部	4					4		任意 選択	10 以上	任意 選択	任意 選択					
	手形法・小切手法	2						2									
	民事執行・保全法	2						2					隔年開講				
	倒産法	2						2					隔年開講				
	知的財産法	4					4										
	国際経済法	2						2									
	国際私法	4					4										
	国際取引法	4						4									
	外国法	4						4									
応用科目Ⅳ	法理学	4						4	任意 選択	任意 選択	4 以上	任意 選択					
	日本法制史	4					4										
	西洋法制史	4						4									
	東洋法制史	4					4										
選択科目	法思想史	2						2	任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択	隔年開講				
	刑事政策	2						2					隔年開講				
	少年法	2						2					隔年開講				
	法医学	2					2										
	法律実務	2		2													
	インターンシップ	2					2						原則3年次に履修すること				
	特講	*12					12										
	特講（法学検定Ⅰ）	2					2						注4参照				
特講（法学検定Ⅱ）	4					4											
他学類等と共通	哲学概論A	2						2	任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択	教職限定				
	哲学概論B	2						2									
	社会学	2					2										
	環境政策	2					2										
	社会福祉総論Ⅰ	2					2										
	社会福祉総論Ⅱ	2						2									
	国際関係論	2						2									
	国際機構論	2					2										
	国際政治史	2						2									
	政治外交史	2						2									
比較政治学	2						2										
演習科目	外国書講読	*10					10		任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択					
	海外語学研修	*4			2または4												
	基礎演習	*6			6												
	演習	*12					12						4 以上	4 以上	4 以上	4 以上	同一教員の演習は、8単位まで履修可
	総合法学演習	*4					2	2					履修不可	6 以上	履修不可	履修不可	同一教員の総合法学演習は2単位のみ認定
	判例研究	*4					2	2									同一教員の判例研究は2単位のみ認定
	卒業論文	6					6						任意 選択	任意 選択	任意 選択	任意 選択	4年次配当科目

注)

1 単位数欄の*印は、単位の分割認定が可能な授業科目である。

2 科目によっては、年度により開講しないことがある。また、開講学期は変更することがある。

3 特講として開講する授業科目は、毎学期の初めに、公示する。

4 法学検定試験委員会が実施する法学検定試験の合格者には、申請により、次の通り「法学概論」又は「特講」の単位を認定する。申請の方法等については、別に定める。

(1)ベーシック(初級)コース「法学概論」2単位(「法学概論」保留者のみ)

(2)スタンダード(中級)コース「特講(法学検定Ⅰ)」2単位

(3)アドバンスト(上級)コース「特講(法学検定Ⅱ)」4単位

5 教職限定とある授業科目は、教職に関する科目「教師論」または「教育の理念と歴史」の単位を修得済みで、かつ教員免許を取得する意思を有している者のみ履修可。ただし、第4条第5項の規定により、他学類の提供する授業科目として履修することを妨げない。

6 「演習」は、指導教員の開講する「演習」4単位を必修とし、これとは別に、指導教員または指導教員以外の開講する「演習」を合計8単位まで、4年次に履修することができる。